

第408回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年4月1日(火)
14:00～15:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

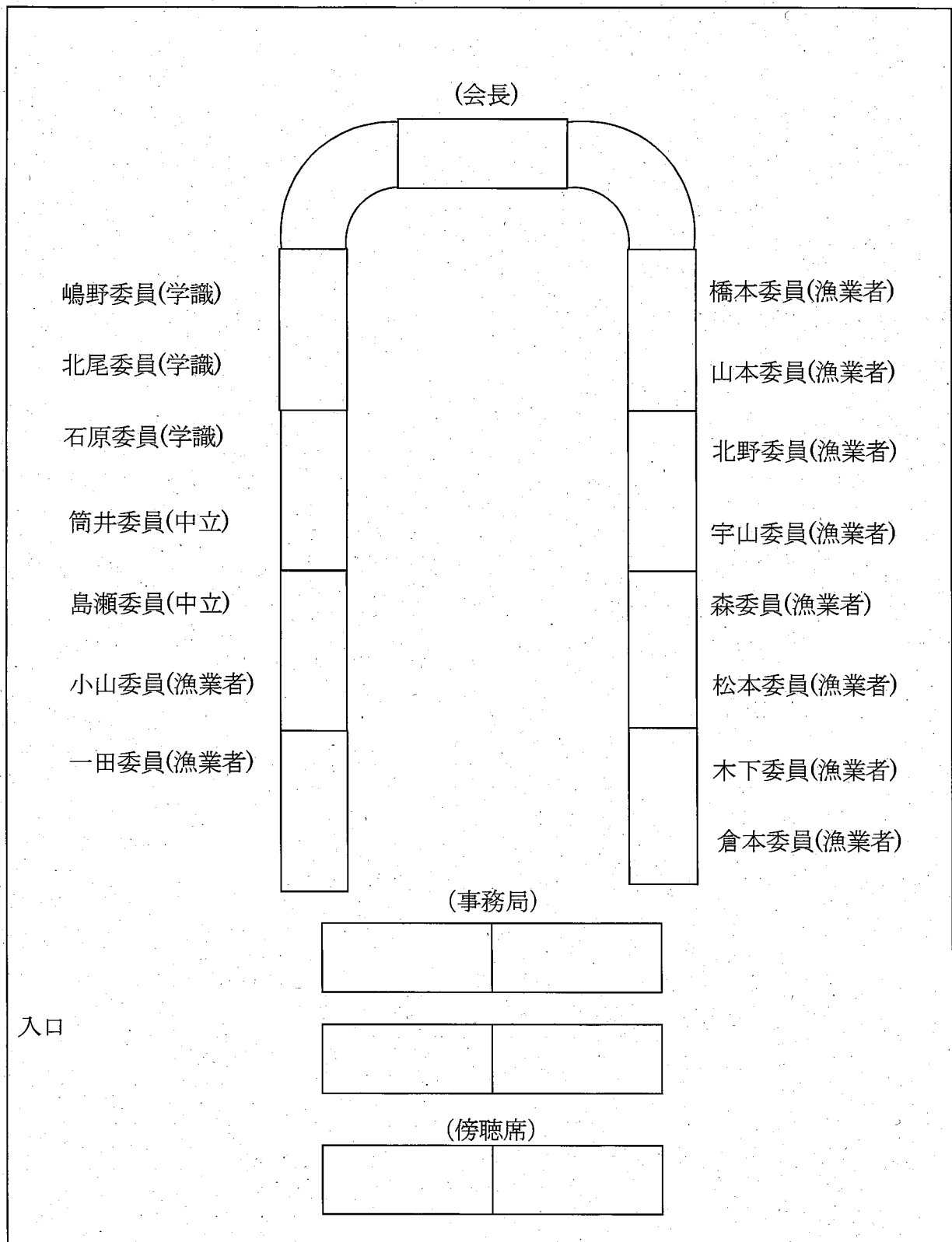
- (1) 香川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について
- (2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について
- (3) 岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員の選出について
- (4) その他

第408回香川海区漁業調整委員会配席図

日時 令和7年4月1日

14時00分～

場所 県庁本館12階 大会議室



香川海区漁業調整委員会の会長及び会長代理の互選について

1 会 長

(1) 会長の職務

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

根拠規定：漁業法施行令第 13 条第 1 項

(2) 会長の選出方法

海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

根拠規定：漁業法第 137 条第 2 項

2 会長代理

(1) 会長代理の職務、選出方法

漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

根拠規定：漁業法施行令第 13 条第 2 項

【参 考】

委員会の招集

海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。

ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

根拠規定：漁業法施行令第 14 条第 1 項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員について

1 広域漁業調整委員会の概要

(1) 広域漁業調整委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

(2) 広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

1) 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

2) 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動

3) 1) に関連する漁業調整

(3) 委員の構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海を除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋（28人）、瀬戸内海（14人）、日本海・九州西（29人）です。

2 瀬戸内海広域漁業調整委員会の設置

太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

根拠規定：漁業法第152条

3 瀬戸内海広域漁業調整委員会の構成

瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各1人

(2) 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

根拠規定：漁業法第153条第4項

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の互選について

(1) 委員互選の必要性

現委員の任期が、令和7年9月30日で満了となることから、次期の委員を新たに互選する必要がある。（現任期：令和3年10月1日～令和7年9月30日）

(2) 次期委員の任期

令和7年10月1日～令和11年9月30日

(3) 令和7年3月4日（第49回瀬戸内海広域漁業調整委員会）現在の委員名簿（裏面）

岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員の選出について

1 連合海区漁業調整委員会の設置

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

根拠規定：漁業法第147条

(1) 設置されている連合海区漁業調整委員会

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

広島・香川連合海区漁業調整委員会

(2) 開催状況

各連合海区漁業調整委員会とも、近年は、翌年度の入漁協定に関する協議等のために、2月頃に開催される。

2 連合海区漁業調整委員会の委員構成

連合海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。

根拠規定：漁業法第148条第1項、第2項

3 各連合海区漁業調整委員会の委員数

(1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

(岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる

(愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(3) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

(広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

令和7年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画（案）について

月	旬	回	会 議 名	主 要 議 題	備考
R7 4 月	1 日	1	第 408 回委員会	・ 会長、会長代理の互選について	
5 月	12 日	山口市	全漁調連総会	・ 令和7年度全漁調連要望書（案）について	会長
	下旬	2	第 409 回委員会	・ まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）	
8 月	上旬	3	第 410 回委員会	・ 海区漁場計画の変更について（事前協議）	
10 月	中旬	4	第 411 回委員会	・ 全漁調連西日本ブロック会議要望事項について	
	下旬	高知市	全漁調連西日本ブロック会議	1 日目：西日本ブロック会議要望事項について 2 日目：視察	会長
11 月	下旬	5	第 412 回委員会	・ 海区漁場計画の変更について（諮問）	
	下旬	神戸	瀬戸内広調委	・ 広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
12 月	中旬	6	公聴会・ 第 413 回委員会	・ 海区漁場計画の変更について（答申） ・ 令和7年度連合海区漁業調整委員会について ・ まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし瀬戸内海系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・ 共同漁業権等に係る資源管理の状況等の報告 ・ 区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告	
R8 1 月	中旬	7	第 414 回委員会	・ 令和7年度連合海区漁業調整委員会について	
2 月	中旬 下旬 下旬	香川 広島 愛媛	岡山香川連合海区 広島香川連合海区 愛媛香川連合海区	・ 令和8年度各種漁業の入漁協定について	関係 委員
3 月	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・ 広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
	中旬	8	第 415 回委員会	・ 第一種区画漁業の免許について（諮問） ・ くろまぐろ及びぶりの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・ 令和7年度連合海区漁業調整委員会の結果について ・ 令和8年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について	

全漁調連：全国海区漁業調整委員会連合会

瀬戸内広調委：瀬戸内海広域漁業調整委員会

※漁業許可の公示に関する諮問については随時

岡山、愛媛、広島各連合海区漁業調整委員会委員(案)

(参考)

第23期香川海区漁業調整委員会委員名簿				連合委員会委員 (案)		
任期		自 令和7年4月1日 至 令和11年3月31日		岡山・ 香川	愛媛・ 香川	広島・ 香川
区分	氏名	職	業			
漁業者委員	橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合代表理事組合長		○		
	山本 浩智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長				○
	北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合代表理事組合長		○		
	宇山 哲司	津田町漁業協同組合代表理事組合長			○	
	森 勝喜	内海漁業協同組合代表理事組合長		○		
	松本 伊三郎	伊吹漁業協同組合代表理事組合長			○	○
	木下 一彦	宇多津漁業協同組合代表理事組合長		○		
	倉本 伊佐生	多度津町高見漁業協同組合代表理事組合長		○		
	小山 雅司	三豊市漁業協同組合代表理事組合長		○	○	○
	一田 弘樹	四海漁業協同組合代表理事組合長		○		
学識委員	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長		○	○	○
	北尾登史郎	前香川県水産課長		○	○	○
	石原 千代子	香川県漁協女性部連合会長			○	
中立委員	筒井 由果	弁護士		○		
	島瀬 勇二	(公財)海と渚環境美化油濁対策機構 漁場油濁被害対策専門家				○

10 6 6

第22期香川海区漁業調整委員会委員名簿				連合委員会委員		
任期		自 令和3年4月1日 至 令和7年3月31日		岡山・ 香川	愛媛・ 香川	広島・ 香川
区分	氏名	職	業			
漁業者委員	橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合代表理事組合長		○		
	山本 浩智	鴨庄漁業協同組合代表理事組合長				○
	北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合代表理事組合長		○		
	宇山 哲司	津田町漁業協同組合代表理事組合長			○	
	森 勝喜	内海漁業協同組合代表理事組合長		○		
	松本 伊三郎	伊吹漁業協同組合代表理事組合長		○	○	○
	三木 正幸	池田漁業協同組合代表理事組合長		○		
	志摩 由紀子	中讃西部漁業協同組合代表理事組合長		○		
	小見山秀基	本島漁業協同組合代表理事組合長		○		
	山口 豊	三豊市漁業協同組合副組合長			○	○
学識委員	嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会代表理事会長		○	○	○
	北尾登史郎	前香川県水産課長		○	○	○
	大北 永吏	香川県漁協女性部連合会副会長			○	
中立委員	筒井 由果	弁護士		○		
	松本 悟	元高松海上保安部次長				○

10 6 6